

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月14日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス

【英訳名】 Gamecard-Joyco Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 蒔 田 穂 高

【本店の所在の場所】 東京都台東区上野一丁目1番10号

【電話番号】 03-6803-0301 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 原 明 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野一丁目1番10号

【電話番号】 03-6803-0301 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 原 明 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結累計期間	第10期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(百万円)	7,663	8,444	10,562
経常利益	(百万円)	764	977	1,258
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	365	370	617
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	378	373	678
純資産額	(百万円)	39,847	41,176	40,147
総資産額	(百万円)	46,173	46,313	46,736
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	26.67	27.65	45.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	—	27.60	—
自己資本比率	(%)	86.3	88.9	85.9

回次		第10期 第3四半期 連結会計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	12.48	13.25

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第10期第3四半期連結累計期間及び第10期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社につきましては、2021年4月1日付で連結子会社である日本ゲームカード株式会社を吸収合併存続会社、株式会社ジョイコシステムズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

なお両社とも100%子会社であることから、業績に与える影響は軽微であります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している以下の主要なリスクが発生しております。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(新型コロナウイルス感染症拡大に関するリスク)

新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）が再拡大していることを受け、当社では厳重な対策を講じた上で事業活動を継続しておりますが、今後の収束時期によっては、設備投資意欲の減退、店舗閉鎖などがさらに加速する可能性があるものと考えております。

当社は感染症の拡大とその長期化にも対応できるよう、財務基盤の安定性を維持しておりますが、今後の様々な状況を想定し、必要に応じた対応を進めてまいります。

また感染症の感染拡大防止及び従業員の安全を考慮し、従業員の感染リスクに対する取り組みとして、テレワークや時差通勤の実施を行い、衛生管理の徹底に努めながら運営しております。

当社グループ及びパチンコホールへの影響等につきましては、引き続き注視を続けてまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緊急事態宣言の全面解除等により、徐々に経済活動の正常化が進み、持ち直しの動きが見られた一方、世界的な半導体不足や、原油価格高騰などを背景とした世界的なインフレ懸念の広がり、新型コロナウイルス感染症変異株の感染拡大など、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社グループの主な顧客先であるパチンコホールにおいても、引き続き設備投資に対して慎重な姿勢は続いているものの、遊技機の入れ替えに伴う店舗改装が増加傾向にあることから、機器売上が大幅に増加いたしました。

当第3四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は8,444百万円（前年同四半期比10.2%増）、営業利益は858百万円（同23.1%増）、経常利益は977百万円（同27.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は370百万円（同1.2%増）となりました。

(2) 財政状態

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は46,313百万円となり、前連結会計年度末と比較し422百万円減少いたしました。

これは主に、投資その他の資産のその他が514百万円、受取手形及び売掛金が360百万円増加した一方で、現金及び預金が1,183百万円減少したことによるものであります。

(負債)

負債合計は5,136百万円となり、前連結会計年度末と比較し1,452百万円減少いたしました。

これは主に、流動負債のその他が1,619百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産合計は41,176百万円となり、前連結会計年度末と比較し1,029百万円増加いたしました。

これは主に、利益剰余金798百万円の増加、新株予約権の行使による自己株式の処分344百万円により増加したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析」中の重要な会計方針及び見積りに関して変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、短期的な運転資金及び長期投資に係る資金については、手許資金で賄われており、当第3四半期連結累計期間において重要な変更はありません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた成長投資、手許資金、株主還元等への資金の配分のあり方について、変更の予定はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は423百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,263,000	14,263,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株 であります。
計	14,263,000	14,263,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権（行使価額修正条項付）は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2021年10月12日
新株予約権の数(個) ※	9,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数 ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※	普通株式 900,000株 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額 ※	当初行使価額1株当たり1,251円 (注) 5
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年10月29日 至 2023年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※	—
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 10
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権について、当社取締役会の承認を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできないものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 11

※新株予約権の発行時(2021年10月28日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権である。

(注) 2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

(1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は当社普通株式900,000株、割当株式数（(注) 3に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（ただし、(注) 3に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。）。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日（（注）12に定義する。）に修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正されるが、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。ただし、修正後行使価額が下限行使価額（（4）に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に（2）に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限（以下、「下限行使価額」という。）は876円（（注）8による調整を受ける。）。
- (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は900,000株（発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は6.31%、割当株式数は、100株で確定している。
- (6) 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、（注11）を参照）。
- (注) 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式900,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。
 ただし、（注）4によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (注) 4. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 (1) 当社が（注）8の規定に従って行使価額（（注）5（2）に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）8記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- (2) (1)の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由にかかる（注）8（2）及び（4）記載の調整後行使価格を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、（注）8（2）⑤に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (注) 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、（2）に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合はその端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は当初1,251円とする。ただし、行使価額は（注）7又は（注）8に従い修正又は調整される。
- (注) 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 7. 行使価額の修正
 (1) 行使価額は、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げた金額）に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に（注）8記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものと

する。

- (3) (1) 及び (2) による算出の結果得られた金額が下限行使価額である、876円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は (注) 8 に従い調整される。

(注) 8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、(2) に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価格を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、当社又はその関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。) の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) 以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) を発行又は付与する場合 (但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権の場合は割当日) 以降又は (無償割当ての場合は) 効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

⑥ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、（２）⑤の場合は基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、（２）②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- （４）（２）で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- （５）（２）に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が（注）7に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- （６）（１）乃至（５）により行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、（２）⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- （注）9．本新株予約権の行使期間
2021年10月29日から2023年10月30日まで
- （注）10．本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- （注）11．本新株予約権の取得条項
- （１）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。))の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- （２）当社は、2023年10月30日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。))の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- （３）当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。))につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。))の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- （４）当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。))に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。))の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- （注）12．本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、株式会社証券保管振替機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が指定口座に入金された日（「修正日」という。))に発生する。
- （注）13．権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結した取決めの内容
- （１）本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回
当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む第三者割当契

約(以下「本新株予約権割当契約」という。)を締結しております。当社は、本新株予約権割当契約に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定(以下「停止指定」という。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って2取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使停止期間の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

(2) 割当予定先による行使制限措置

- ①当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと(当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする。)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。
- ②本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する。但し、当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象として新株予約権又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を発行する場合、当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、本新株予約権割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに株式分割又は株式無償割当に伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

(注) 14. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当なし

(注) 15. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当なし

(注) 16. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、当社の取締役会の承認が無い限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないものとする。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権割当契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第3四半期会計期間 (2021年10月1日から2021年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,827
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	282,700
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,025.44
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	289
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,827
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	282,700
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	1,025.44
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	289

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年12月31日	—	14,263,000	—	5,500	—	2,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 923,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,336,800	133,368	—
単元未満株式	普通株式 3,000	—	—
発行済株式総数	14,263,000	—	—
総株主の議決権	—	133,368	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が12株含まれております。

3. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ゲームカード・ジョイコ ホールディングス	東京都台東区上野一丁 目1番10号	640,512	-	640,512	4.49
計	—	640,512	-	640,512	4.49

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,452	6,269
受取手形及び売掛金	861	※2 1,221
営業未収入金	392	396
有価証券	18,399	19,398
供託金	4,090	4,190
商品及び製品	2,092	2,056
原材料及び貯蔵品	204	149
その他	734	969
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	34,228	34,653
固定資産		
有形固定資産	367	442
無形固定資産	2,372	1,924
投資その他の資産		
投資有価証券	8,975	7,979
その他	835	1,350
貸倒引当金	△42	△37
投資その他の資産合計	9,768	9,292
固定資産合計	12,507	11,660
資産合計	46,736	46,313
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	652	953
営業未払金	5	2
未払法人税等	308	447
引当金	195	87
その他	2,789	1,170
流動負債合計	3,952	2,662
固定負債		
引当金	55	33
退職給付に係る負債	417	444
その他	2,163	1,996
固定負債合計	2,636	2,474
負債合計	6,588	5,136

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,500	5,500
資本剰余金	5,122	5,002
利益剰余金	30,652	31,450
自己株式	△1,125	△781
株主資本合計	40,149	41,172
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1	2
その他の包括利益累計額合計	△1	2
新株予約権	—	2
純資産合計	40,147	41,176
負債純資産合計	46,736	46,313

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	7,663	8,444
売上原価	3,765	4,435
売上総利益	3,898	4,009
販売費及び一般管理費	3,201	3,150
営業利益	697	858
営業外収益		
受取利息	42	56
受取配当金	15	13
投資有価証券売却益	—	42
その他	15	17
営業外収益合計	72	129
営業外費用		
支払利息	4	3
新株予約権発行費	—	6
その他	0	0
営業外費用合計	4	10
経常利益	764	977
特別損失		
投資有価証券評価損	50	—
特別損失合計	50	—
税金等調整前四半期純利益	714	977
法人税等	349	607
四半期純利益	365	370
親会社株主に帰属する四半期純利益	365	370

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益	365	370
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13	3
その他の包括利益合計	13	3
四半期包括利益	378	373
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	378	373

【注記事項】

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は111百万円減少、販売費及び一般管理費は13百万円減少、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ98百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は828百万円増加しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 加盟店のリース契約に伴う債務に対して次のとおり引取保証を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)		
加盟店	42店舗	168百万円	加盟店	25店舗	91百万円

- ※2. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	一百万円	0百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	517 百万円	539 百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月18日 定時株主総会	普通株式	243	17.5	2020年3月31日	2020年6月19日	利益剰余金
2020年11月12日 取締役会	普通株式	233	17.5	2020年9月30日	2020年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2020年9月24日開催の取締役会決議に基づき、自己株式573,000株の取得を行っております。この結果、当第3四半期連結累計期間において単元未満株式の買取による取得を含めて自己株式が667百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が1,125百万円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	166	12.5	2021年3月31日	2021年6月18日	利益剰余金
		66	5.0			資本剰余金
2021年11月11日 取締役会	普通株式	233	17.5	2021年9月30日	2021年12月1日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年10月12日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月28日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第1回新株予約権の行使による自己株式の処分により、自己株式344百万円が減少しました。

この結果、当第3四半期連結会計期間末において、自己株式が781百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社グループの報告セグメントは、パチンコプリペイドカードシステム関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当社グループの報告セグメントは、パチンコプリペイドカードシステム関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	売上高
機器	2,581
カード	1,470
システム使用料	4,064
その他	289
顧客との契約から生じる収益	8,405
その他の収益	39
外部顧客への売上高	8,444

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	26円67銭	27円65銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	365	370
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	365	370
普通株式の期中平均株式数(株)	13,708,638	13,383,853
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	—	27円60銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	—	370
普通株式増加数(千株)	—	26
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	—	—

(注) 前第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）中間配当について、2021年11月11日開催の取締役会において、2021年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 233百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 17円50銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2021年12月1日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月14日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 達 也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。